

ふなばし放課後子供教室メール利用規約

- 1 ふなばし放課後子供教室メール(以下「本サービス」といいます。)は、入退室お知らせメールと学校休業日の臨時休室お知らせメールで構成されます。前者は、児童が放課後子供教室(以下「船っ子教室」といいます。)で入室と退室の手続きをした都度、メールをお送りし、後者は、夏休みなどの学校休業日に、台風や大雪などで船っ子教室が臨時休室となる場合、メールをお送りします。この他、船っ子教室に関する重要なお知らせをメールでお送りする場合があります。なお、本サービスは、日本語テキストで情報を提供します。
- 2 本サービスは、船っ子教室の登録をした児童の保護者が登録できます。児童ひとりにつきひとつのメールアドレスの登録が可能です。
- 3 本サービスの登録には、船っ子教室の新規登録と同時に申し込む場合にあっては、船橋市放課後子供教室(船っ子教室)登録申込書により、また、船っ子教室の新規登録の際に本サービスの申し込みをしていない場合にあっては、船橋市放課後子供教室(船っ子教室)登録事項変更届によりそれぞれ手続きが必要です。また、メールアドレスを変更する場合は、船橋市放課後子供教室(船っ子教室)登録事項変更届の提出が必要です。なお、変更手続きの間に配信したメールの再配信は行いません。
- 4 本サービスの登録者は、以下のことを行ってはならないものとします。
 - (ア)他者のメールアドレスを、その承諾なしに登録すること
 - (イ)本サービスで用いる配信用メールアドレス及びシステムに対して不正アクセスを試みること、意図的に不正な指令を与えること及び高負荷をかけること
 - (ウ)本サービスの提供情報を第三者に対して転送・公開すること
 - (エ)その他、本サービスの管理運営上の障害となること
- 5 本サービスの登録料及び情報提供料は無料ですが、利用に伴うメールの受信・インターネット閲覧などにかかる費用は登録者の負担となります。また、登録・利用に必要な通信機器やメールアドレスは、登録者の費用と責任において用意してください。
- 6 入退室お知らせメールは、児童の入室と退室手続きの漏れや遅れにより実際の時刻と異なる時刻に配信がなされる場合や、配信自体がなされない場合があります。児童の実際の入室と退室を保証するものではありません。
- 7 ご利用の通信機器の状態(メール受信数・容量の制限、端末電源断・圏外など)や通

信回線の各種メンテナンス工事・障害発生などにより、メールの不達や遅配が生じる場合があります。本サービスの提供に用いる通信機器や通信回線についても同様であり、予告なくサービスを停止することがあります。メールの不達や遅配、サービスの停止が生じた場合であっても、原因を問わず市は一切の責任を負いません。また、原因に関する調査のご要望にもお応えできません。

- 8 本サービスの提供情報により、登録者または第三者が被った損害について、原因を問わず市は一切の責任を負いません。
- 9 迷惑メール対策フィルタや受信制限の設定を行っている場合、配信用メールアドレスからのメールを受信できるように設定変更を行ってください。
- 10 配信用メールアドレスは送信専用です。お問い合わせのメールを頂戴しても返信いたしかねますのでご了承ください。
- 11 管理運営上必要な場合には、予告なくこの規約を変更することがあります。この場合のサービスは、変更後の規約によります。

附則

本利用規約は、平成27年10月6日から施行します。

附則

(施行期日)

- 1 本利用規約は、平成29年11月1日から施行します。

(経過措置)

- 2 平成30年3月31日までの子供教室利用については、なお従前の例によります。

附則

本利用規約は、令和4年11月1日から施行します。